

携帯電話使用等「ながら運転」による交通事故の状況について ～ 「一瞬」が「一生」の事故につながるおそれがある危険な行為 「ながら運転」は絶対にやめましょう！ ～

携帯電話を使用等しながらの「ながら運転」が、本年12月から罰則強化されることに伴い、この度、過去10年間（平成21年から平成30年）の鳥取県内における携帯電話使用等・カーナビゲーション（以下「カーナビ」という。）装置注視等の「ながら運転」が原因となる人身交通事故の状況について分析を行いました。

- 鳥取県内において、過去10年間（平成21年～30年）で、携帯電話使用等・カーナビ装置注視等の「ながら運転」が原因となる人身交通事故が133件（うち死亡事故3件）発生しています。

内訳として、携帯電話使用等では「画像目的使用」（携帯電話等の画面を注視・操作中）が36件（携帯電話等の69件の52%）、カーナビ装置注視等では「操作中等」（カーナビ装置、カーテレビ等の画像表示用装置を操作中等、注視以外の動作）が36件（カーナビ等の64件の56%）を占め、近年はそれぞれ高止まり傾向です。

事故の特徴としては、

- ・ 事故類型別では、追突事故が92件（69%）を占める
- ・ 道路形状別では、単路の直線部分で72件（54%）を占める

が挙げられます。

☞ 詳細は「添付資料」のとおり

◎ 県民の皆様へ

携帯電話・スマートフォン（以下「スマホ」という。）を使用等しながらの「ながら運転」は、周囲の危険を発見することができないことによって、重大な交通事故にもつながり得る大変危険な行為です。

「今なら大丈夫」、「ほんのちょっと」の「一瞬」でも、死亡事故等「一生」の事故につながるおそれがありますので、「ながら運転」は絶対にやめましょう。

また、自転車スマホの「ながら運転」も同様、危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

どうしても携帯電話などを使用しないといけないときは、必ず安全な場所に停車してから使用してね！

